

保護者 様

羽生市立村君小学校長 鳥海 一寿

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための臨時休業の延長について

新緑の候、保護者の皆様にはますます御健勝のこととお喜び申し上げます。
さて、新型コロナウイルスの感染症拡大防止のために、羽生市教育委員会から臨時休業の延長について指示がありました。つきましては、本校では下記のとおり対応をしております。保護者の皆様には、御理解と御協力をいただくようお願いいたします。

記

- 1 臨時休業の期間 令和2年5月7日（木）～令和2年5月31日（日）
- 2 臨時休業中の対応
 - (1) 学校からの連絡
 - ・電話やメール配信等によって、学校からの連絡をします。
 - ・保護者から連絡がある場合は、電話で連絡してください。時間：午前8時5分～午後4時35分
 - (2) 児童の状況確認
 - ・電話や家庭訪問で、児童の様子を担当が確認する場合があります。
 - ・各担当が家庭訪問して、学校からの配布物をポストに入れる予定です。家庭訪問の期日はメールで連絡します。
 - ・児童が発熱や風邪の症状等がある場合は、学校に連絡してください。
 - ・現在のところ、感染症予防のため臨時登校日は実施しません。
- 3 臨時休業中の過ごし方
 - ・休業期間中に不要不急の外出をしないようにしてください。
 - ・手洗い、うがい、マスクの着用など、基本的な感染症予防に心がけてください。
- 4 家庭学習について
 - ・学校から宿題や課題、学習プリントなどを配布します。配布した学習プリントを利用するなど、毎日、計画的に学習させてください。
 - ・学習が終わった学習プリントは、次のように回収して各担当が確認します。
 - ① 家庭訪問のときポストに入れておく。あるいは、担任に手渡して回収する。
 - ② 保護者が学校に届ける。都合のよい日時で結構です。（土日、祝日を除く。）
- 5 児童が自宅で一人で過ごすことができないやむを得ない事情がある場合の受け入れ
 - ・小学校1・2年生の児童を原則とし「保護者が医療従事者である」「児童が自宅で一人で過ごすことができない」など、やむを得ない事情がある場合で、受け入れ先がない児童を学校施設に受け入れます。（羽生市教育委員会の通知より）
 - ・現在「人との接触の機会を減らす」ことが求められており、学校での受け入れにも感染のリスクがあること御承知ください。
 - ・発熱や風邪の症状など体調が悪い児童の受け入れはできません。
 - ・期日 5月7日（木）～5月29日（金）（土日、祝日を除く。）
 - ・児童を受け入れる時間 午前8時5分～午後2時30分
 - ・受け入れを希望する場合は、事前に学校まで御連絡ください。
 - ・児童の送迎については保護者の責任とします。
 - ・持ち物 昼食、学習するもの、うわばき、健康観察カードなど
- 6 その他
 - ・今後の対応については、随時メール配信等でお知らせしてまいります。また、本校のホームページでも情報提供をしていきますので、御確認ください。